

## とやま県産材アドバイザー認定実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、「とやま県産材アドバイザー（以下「アドバイザー」という）」の認定に関して定め、アドバイザーが県との協働により、県民への県産材の普及・啓発を図り、富山県内で生産し加工された木材（以下「県産材」という）の需要拡大を図ることを目的とする。

### (アドバイザーの役割)

第2条 アドバイザーは次の役割を果たすとともに、県産材に関する知識の向上に常に努め、県民に適切な情報を提供しなければならない。

- (1) 県民への県産材利用の普及・啓発
- (2) 県産材利用推進活動にかかる県との協働
- (3) 県への県産材利用に関する提案や情報提供

### (認定の対象者)

第3条 アドバイザーは次の条件を満たす個人を対象として認定するものとする。

- (1) 富山県内に現に居住している者
- (2) 富山県内に本社または営業所がある法人等に属している者（個人事業主を含む）
- (3) 次のいずれかの資格を有する者

ア 建築士法に規定する建築士または木造建築士

イ 建築大工のうち、職業能力訓練促進法に規定する技能検定で職種区分が建築大工の1級技能試験に合格した者か、実務経験が7年以上の者

ウ 木材加工・流通の実務経験が7年以上ある者

エ その他知事がアドバイザーとして適当と認める者

(認定方法)

第4条 知事は前条の対象者のうち、県または県が委託した者（以下「委託者」）が実施する研修を終了したものをアドバイザーとして認定するものとする。

2 知事は、アドバイザーを認定したときは、様式第1号による認定証（以下「認定証」という。）ならび様式第2号による「とやま県産材アドバイザー証」（以下「アドバイザー証」という。）を交付するものとする。

(認定期間等)

第5条 認定の有効期間は、認定があった日から起算して3年を経過した日の属する年度末日までとする。

2 アドバイザーは、前項の期間が満了したとき、様式3号により認定期間延長申請を知事へ行うことができる。

3 知事はアドバイザーから前項の申請を受けたときは、その申請者が県産材利用普及活動等の実施が認められる場合に、期限の延長を認めるものとする。

4 知事は前項の規定により有効期限の延長を認めた場合、前条第2項に定める認定証並びにアドバイザー証を再交付するものとする。

(変更の届出)

第6条 アドバイザーは、認定証またはアドバイザー証に記載された事項に変更があったときは、当該変更があった日から30日以内に、様式第4号による変更届けを知事に提出しなければならない。

2 知事は前項の申請があった場合、認定者に記載内容を変更した認定証またはアドバイザー証を再交付するものとする。

(認定の取り消し)

第7条 知事はアドバイザーが次の各号に該当する場合は、調査の上、認定を取り消すことができるものとする。

(1)第3条の規定による条件について虚偽の報告をして認定をうけた場合

- (2)認定者がアドバイザーの役割を果たすことなく、他人に自分の名義を利用させた場合
- (3)認定の目的に反した行為をおこなったことが判明した場合

2 知事は、次の各号に該当する場合は、認定を抹消するものとする。

- (1)認定の有効期間を経過した場合
- (2)第3条の規定による条件を満たさなくなった場合
- (3)認定者からの申し出があった場合

3 第1項の規定による認定の取り消しにより損失が生じたときは、アドバイザーがその責めを負う。

4 認定者は認定を取り消し、または抹消された場合は、すみやかに認定書並びにアドバイザー証を県へ返却しなければならない。

(県の責務)

第8条 県は、アドバイザーの活動を円滑に進めるため、県民へ認定者の周知をはかるとともに、アドバイザーへ県産材にかかる情報の提供等をおこない、資質向上に協力するものとする。

(報告)

第9条 知事は、必要に応じて、アドバイザーの活動状況について、報告を求めることができる。

(所掌)

第10条 この要綱に関する事務は、農林水産部森林政策課において所掌する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

様式第1号（認定書）

<h1>認 定 書</h1>	
殿	
認定番号 （有効期限 年 月 日）	
とやま県産材アドバイザーとして認定する	
年 月 日	
富山県知事	

様式第2号

(表)	認定番号	
	とやま県産材アドバイザー証	写 真
	住所	
	氏名	
	交付年月日	年 月 日
	有効期限	年 月 日
	富山県知事	印
90mm		55mm

  

(裏)	1 この証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない
	2 この証を紛失し、又は汚損した場合は、すみやかに届出なければならない。



様式第4号

年 月 日

富山県知事 殿

とやま県産材アドバイザー認定にかかる記載事項変更届け

とやま県産材アドバイザー認定にかかる記載事項が下記のとおり変更となりましたので、お届けします。

住所

氏名

認定番号

記

1 変更事項

変更前

変更後

2 変更が生じた期日

年 月 日

(記載例)

県産材利用普及活動実績報告書

年 月	活 動 内 容
○年○月	建築主へ県産材利用の提案
○年△月	県産材を利用した住宅建設1棟（使用量概ね 10 m <sup>3</sup> ）
○年□月	県産材についての質問への回答 3件
△年○月	県産材利用に係る講習会への参加 講習会名：林業技術センター研究発表会